

巨理町議会基本条例 条文解説



2021年 4月

巨 理 町 議 会

目 次

前文

第1章 目的（第1条）

（目的）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

（議会の活動原則）

（議長の責務）

（議員の活動原則）

第3章 町民と議会との連携（第5条）

（町民との連携）

第4章 町長等と議会及び議員の関係（第6条－第8条）

（町長等と議会及び議員の関係）

（政策等の説明）

（議決事件の拡大）

第5章 議会運営（第9条－第16条）

（議員間討議）

（委員会の活動）

（所管事務調査）

（議員研修の充実強化）

（議会広報の充実）

（議員の政治倫理）

（議員定数）

（長期欠席議員の報酬の取扱い）

第6章 議会事務局の体制整備（第17条－18条）

（議会事務局の体制整備）

（議会図書室）

第7章 条例の位置づけと見直し手続き（第19条－第20条）

（条例の位置づけ）

（見直し手続き）

附則

前文

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の一翼を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨を目指すことが求められている。

亘理町民（以下「町民」という。）に選ばれた議員によって構成している亘理町議会（以下「議会」という。）は、その持てる権能を十分に駆使し、議会及び議員の果たすべき役割を確認し、町民との活発な意見交換を図りながら、議会活動を活性化させ、町民福祉の向上のため真摯にその任務を遂行することを確認した。

議会は、自らの創意と工夫によって、亘理町のまちづくりを進めていく必要がある。

議会に公平性、透明性を確保することにより、町民に開かれた議会を目指し、あるべき姿をここに定めるものである。

【解説】

亘理町は、本町における自治の最高規範である「亘理町まちづくり基本条例」において議会及び町の基本理念について定めています。

「前文」は、亘理町議会が、これらの規定の下に、議会、議員の活動原則や、町民及び町長と関係などを定めるとともに、議会の活性化を図るための基本姿勢を明示し、議会の最高規範としてこの条例を制定するということが明らかにしています。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、町民と議会の関係、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と議会の関係、その他の議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町民の負託に的確にこたえ、緑と光輝く田園都市亘理町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例制定の目的について明らかにしています。

目的の第1は、議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにすること、第2は、町民と議会の関係、町長その他の執行機関と議会の関係等について定めることです。

そして、第3は、以上の2つの点を明示することによって、町民の負託に的確にこたえ、緑と光輝く田園都市亘理町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するということです。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）議員と町長等との自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民の多様な意見を把握

- し、町民の意見を反映した、政策提言及び政策立案を行う。
- (2) 町民の代表機関であることを自覚して、公平性及び透明性等を確保し、情報公開等を含め町民からの信頼を重んじ、開かれた議会を目指す。
- (3) 町の施策に対する議決機関として、町政運営の状況を監視及び評価し、適切な判断と責任ある活動を行う。

【解説】

第1条に掲げた目的を達成するための議会の基本的な活動原則を定めており、第1号は、3つの要素からなっています。第1は、議会は、議員と町長等との自由な討論の場であること、第2は、討論においては、町民の多様な意見を十分に把握したうえで、町民の意見を反映させることを定めています。具体的には、第5条に規定する議会懇談会をはじめとするさまざまな機会を通じて町民の意見を把握し、その意見を町政や議会運営に反映させることを定めています。第3は、以上のふたつの要素をふまえたうえで、議会として、積極的な政策提言や政策立案に取り組むことを定めています。

第2号は、議会は、町民の代表機関として、公平な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開することによって透明性を確保し、情報公開等を含め町民から信頼される、開かれた議会を目指すことを定めています。

第3号は、議会は、議決を行うにあたって、活発な議会審議等を通じて町長等の執行機関による町政運営が適正に行われているかどうかを監視するとともに、事務執行の成果を適切に評価することを定めています。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表して、中立かつ公平な職務遂行に務め、民主的な議会運営を行う。

【解説】

議長は、地方自治法によって、議会の統括機関として、議場の秩序保持、効率的な議事の整理、議会事務の統括処理などにかかわる各種の権限を与えられていることから、職務遂行にあたっては、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を遂行するとともに、民主的な議会運営を行う責務があるということを定めたものです。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重する。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める研修等を通じ、町民の代表としてふさわしい活動をする。

(3) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

(4) 町政全般の課題解決や町民の意見、要望等の実現・解決のための政策提言活動を行うよう努める。

【解説】

本条は、第2条において規定した議会の活動原則をふまえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めています。

第1号は、議会は、言論の府であるとともに、合議機関でもあることを十分に認識して、議員同士が自由で活発な討議を通して物事を決めることが重要であることを定めています。

第2号は、町民の代表として、2つの点から議員の活動原則を定めています。ひとつは、議員は、町民の代表として、町政における課題全般について多様な町民の意見や要望を的確に把握することに努めるということです。もうひとつは、議員は、町民の代表としてふさわしい活動をするために、町政の課題全般についての調査研究に必要な資質や能力を高めるために不断に研鑽しなければならないということを定めています。

第3号は、地域などの個別的事案だけでなく、町政全体を見据えた広い視野で町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

第4号は、第2条第1号で規定した〈町民の多様な意見を把握し、町民の意見を反映した、政策提言及び政策立案を行う〉という役割を果たすために、議員は、町政全般の課題解決や町民の意見、要望等を実現、解決するために政策提言を行うことを定めています。

第3章 町民と議会との連携

(町民との連携)

第5条 議会は、町民に対して積極的に情報を発信し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2 議会の会議は、公開を原則とする。

3 議会は、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会懇談会を年1回以上行う。

【解説】

本条は、開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開を通しての町民との情報共有、町民に対する説明責任を果たすことを定めています。

第1項は、「亘理町まちづくり基本条例」第7条「まちづくりは、町民、議会及び町が、まちづくりに関する情報を共有して推進するものとする。」という規定を受けて定めたものであり、具体的には、議会だよりやインターネット中継等を通じて情報を積極的に提供し、町民との情報共有を図ることを定めています。

第2項は、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合をのぞき、本会議、常任委員会、特別委員会など、議会が開催するすべての会議を原則公開とすることを定めています。

第3項は、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報や意見を交換する場として議会懇談会を年1回以

上開催することを定めたものです。議会懇談会は、議員が、定例会や常任委員会、特別委員会などの議会活動を地域住民及び各種団体に報告するとともに、町政全般について自由に情報や意見を交換することによって議会への町民参加と連携を促進するためのものです。

第4章 町長等と議会及び議員との関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会は、町長との立場や権能の違いを踏まえ、事務執行の監視及び評価を行い、町勢の発展に努めなければならない。

- 2 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができるものとする。

【解説】

本条は、町長等と議会及び議員の関係について定めています。

第1項は、議会は、二元代表制の下、町長との立場及び権能の違いをふまえ、常に緊張関係を保ちながら、町長等の事務の適正な執行を確保するために、対等な関係のもとで町長等の事務を厳正に監視・評価をするとともに、政策立案及び提言を通し、町勢の発展に努めなければならないということを定めています。

第2項は、論点や争点を明確にするために、本会議における議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式で行うことを原則とすることを定めています。

第3項は、本会議及び委員会に出席を要請された町長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して、論点や争点を明確にしたり、趣旨の確認するために逆質問をすることができることを定めています。

(政策等の説明)

第7条 議会は、町長等が提案する計画や政策について、議会審議を通じて政策水準を高めるために町長等に対して次の事項の説明を求めることができる。

- (1) 必要とする背景
 - (2) 提案にいたるまでの経緯
 - (3) 総合発展計画における根拠及び位置づけ（整合性）
 - (4) 関係する法令及び条例
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来負担すべき経費の計算
- 2 議会が計画や政策等を審議する際には、立案及び執行に当たっての論点や争点を明確化するとともに、執行後の政策評価にあっては、役立つような審議に務めなければならない。
 - 3 議会は、予算、決算の審議にあたり、町長等に対し分かりやすい施策別または事業別

の説明を求めることができる。

【解説】

本条は、町長等に議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めています。

第1項は、町長等が提案する計画や政策について、政策等の決定過程を明らかにするとともに、議会審議を通じて政策水準を高めるために、すなわち議員が審議を深められるよう、第1号から第6号の6項目について分かりやすい説明を求めることができることを規定したものです。これは、政策の公正性、透明性の確保と議会審議における論点の明確化など、必要となる情報を明らかにすることを求めるために定めたものです。

第2項は、提供された情報をもとに、論点や争点を明確にするとともに、政策評価に役立つような審議に努めることを定めています。

第3項は、政策等の説明の中でも、特に、予算及び決算に限定した規定であり、予算、決算の審議においても施策別、事業別に同様の説明を行うことを求めています。

(議決事項の拡大)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）96条第2項の議会の議決事件については、議会が重要な計画等の決定に参画する観点と、町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定にあたっては、議会の議決責任の役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、次のとおり定める。

(1) 総合発展計画基本構想及び基本計画

(2) 公共ゾーン施設整備計画

(3) 協働のまちづくり計画

2 議会は、町長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更をするために、広く町民などから意見等を募集するときは、事前に町長等にその理由及び概要の説明を求めることができるものとする。

【解説】

本条は、地方自治法の規定にもとづき、議会の議決すべき事項の拡大について定めたものです。

条例で議決事件を定めることができるとする地方自治法第96条第2項の規定「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」を受け、本条は、第1項の第1号、2号、3号に示された計画の策定や変更を議決事件とすることを定めたものです。

第2項では、策定、変更するために町民の意見を求めるときには、議会は、町長等に対して事前に説明を求めることができることを定めています。

第5章 議会運営

(議員間討議)

第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由討議を重んじた議会運営を行うよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員・委員会及び町長提案に関して審議し、結論を出す場合は、全員協議会において議員間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 3 議員は、議員間の議論により、議員自らの積極的な政策提言、条例案の提案に努めなければならない。

【解説】

本条は、議会は言論の府であるという認識に立ち、議員相互の自由討議にもとづく議会運営のあり方について定めています。

第1項は、議会は、言論の府であることから、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めなければならないということを定めています。

第2項は、本会議及び委員会において、議員や委員会、あるいは町長提案に関して審議し、結論を出すにあたっては、全員協議会において議員相互間の自由な討議によってさまざまな意見を出し合い、議論を尽くしたうえで合意形成に努めることを定めています。第3項は、町政課題について議員相互間で活発な討議を行うため、議員自身が積極的に政策提言や条例案の提案に努めることを定めています。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、専門性を生かし町政課題について継続的に調査を行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、付託事件の審査及び調査を行うにあたっては、資料等を積極的に公開しながら、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員会は、請願等の審査にあたっては、紹介議員等から説明を受けるなど、請願等の趣旨がより理解できる方法を取り入れるよう努めなければならない。
- 4 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

【解説】

本条は、委員会の運営に関する基本原則について定めており、第1項は、委員会は、その専門性と特性を生かして詳細な議論を尽くす場であることから、町政課題について継続的に調査を行うことを定めています。

第2項は、委員会は、付託事件の審査及び調査を行うにあたっては、公正性と透明性を心がけ、資料等を積極的に公開しながら、町民に分かりやすい議論を行わなければならないということを定めています。

第3項は、請願等の審査にあたっては、紹介議員や請願者から説明を受けたり、参考人招致等の方法も

取り入れることによって、請願等の趣旨や目的を十分に理解したうえで、採否を決定することを定めています。

第4項は、委員長は、委員会の審議にあたっては、中立・公正な立場から議事の整理と秩序の保持に努めなければならないということを定めています。また、審議の結果を報告するにあたっては、報告書を自ら作成し、町民に対して審議内容が分かるような報告を行うこと、質疑に対する答弁は責任を持って真摯に行わなければならないということを定めています。

(所管事務調査)

第11条 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、積極的に政策立案、提言を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、法第109条第2項の規定に基づき、議会独自の調査活動を行うことができるものとする。

【解説】

常任委員会による所管事務調査は議会の会期中に行うのが原則ですが、第1項においては、議会の閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うだけでなく、調査結果にもとづいて積極的に政策立案、提言を行うよう努めなければならないということを定めています。

第2項では、委員会は、地方自治法第109条第2項（常任委員会は、その部門に属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。）より常任委員会において独自の調査活動を行うことを定めています。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員自らの政策形成、立案能力の向上のため、積極的な議員研修の充実強化に努めなければならない。

【解説】

本条は、議会及び議員の能力向上のために行う研修について定めており、第2条、第4条、第11条等に規定されている議会及び議員の政策提言、政策立案にかかる能力の向上を図るために、議員研修を実施するだけでなく、その充実強化に積極的に努めなければならないということを定めています。

議員研修の充実強化にあたっては、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家や町民を招聘して知見を得るとともに、各種団体の主催するさまざまな研修機会に積極的に活用します。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう町政に関する情報の広報に努め

るものとする。

- 2 議会は、議案等に対する議員の賛否をホームページ等で公表し、議員の活動を的確に評価できる情報を提供する。

【解説】

第1項は、議会の広報活動は、議会広報紙の発行、インターネット配信等さまざまな広報手段を活用して町政にかかる情報を多くの町民に周知することを定めています。周知にあたっては、多くの町民が議会と町政に関心を持ってもらうような形での情報提供に努めることを定めています。

第2項では、議案等に対する各議員の賛否の表決状況をホームページ等で公表することによって、議員の活動状況を評価していただくための情報提供について定めています。

(議員の政治倫理)

- 第14条 議員は、町民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、議員が、町民の代表として高い倫理的義務を負っていることを自覚し、良心と責任感を持って町民の負託に的確にこたえとともに、町民の代表としての品位を保ち、識見を高めるよう努めなければならないということを定めています。

(議員定数)

- 第15条 議員定数を改正する際には、町政の現状と課題及び議会が果たす役割を考慮しなければならない。
- 2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の基準の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、常任委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

本条は、議員定数の改正について規定したものです。

第1項では、議員定数の改正にあたって考慮すべき点について定めています。具体的には、行財政改革の側面をふくむ町政の現状と課題、議会が果たす役割などを総合的に検討するとともに、議員活動の評価等について町民の意見を聴取するために参考人制度や公聴会制度を十分活用します。

第2項では、議員定数の条例改正手続きについて定めています。条例改正案は、町民による直接請求、町長による提出を保証するとともに、それ以外については、地方自治法の規定にもとづき、委員会または議員が提出することを定めています。

(長期欠席議員の報酬の取り扱い)

第16条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合、段階的報酬の減額及び期末手当の減額を行うものとする。

【解説】

本条は、病気やけがなどによって長期にわたって議会活動ができない場合は、議員報酬及び期末手当を段階的に減額することによって、政治倫理及び住民の負託に対する説明責任を明確にするために定めています。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めなければならない。

【解説】

本条は、議会及び議員の活動を補助する議会事務局の体制整備について定めています。

地方自治法第138条第2項の規定によって、議会に関する事務を執行するとともに、議会が効果的・効率的な議会運営を行うことができるよう、議会及び議員の活動を補助する役割を担っている議会事務局の体制強化と運営の充実について定めたものです。

本条は、特に、第2条、第4条、第11条等に規定されている議員の政策立案を支援するために、調査及び法務に関する機能の充実強化を図ることを定めています。

(議会図書室)

第18条 議会は、法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議長は、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

本条は、地方自治法の規定により議会に図書室の設置及びその充実、活用について定めています。

第1項は、地方自治法第100条第19項の規定「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。」に基づいて、「議員の調査研究に資する」ために議会に図書室を設置することを定めています。

第2項は、議会図書室の図書等(図書資料等)を充実させ、それらを有効に活用することによって、議員の調査研究に資するとともに、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図ることを規定しています。

また、第2項において、図書等の充実・利用の有効活用を図る事を定めています。

第7章 条例の位置づけと見直し手続き

(条例の位置づけ)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

第1項は、本条例が巨理町議会における基本的事項を定めた最高規範であることを明示するとともに、議会に関する他の条例・規則等の制定や改廃にあたっては、この条例との整合性を図り、その趣旨に反するものであってはならないことを定めたものです。

第2項は、本条例が議会に関する最高規範であることから、条例の理念を浸透させるために、議員の任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うことを定めたものです。研修は、改選後初めて開催される議員懇談会等において実施します。

(見直し手続き)

第20条 議会は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があるときは適切な処置を講じるものとする。

【解説】

本条は、条例の目的が達成されているかどうかを、必要に応じて、議会運営委員会において検証することを定めたものです。「必要に応じて」というのは、条例の施行後、町民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、議会内での議論をふまえ、必要があるときには、適切かつ速やかに条例の改正などの措置を講じるということ、また検証は議会運営委員会において行うということを定めています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項、第15条第2項及び第18条第1項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。